

第4章

推進体制等の整備

推進体制等の整備

- 本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を活かした支援とともに、相互の連携を密にし、総合的な支援を推進します。
- また、本計画は「社会的自立」の重要性に着目し、青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を推進します。
- 本計画においては、品川区のみならず関係機関における様々な子ども・若者支援施策を取りまとめ、品川区の強みと今後取り組むべき課題を見える化しました。
- 品川区には、長い歴史と伝統を持つ町会、自治会をはじめとして、NPO法人など様々な活力ある団体が存在します。こうした地域資源を活かし、実情に応じた支援体制の推進を目指します。
- すべての子ども・若者が気軽に利用でき、困ったことがあれば相談できる拠点を設置し、一層の環境整備に努めます。
- 本計画における当事者である子ども・若者の意見を聴く機会の確保に努めます。
- 子ども・若者の現状と問題の所在を的確に把握するため、調査・研究を行っていきます。
- 本計画の進行管理にあたっては、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、実施状況を把握・点検しつつ、その後の施策の推進を図っていきます。
- 本計画は、子ども・若者支援施策における基本となる計画であり、今後改訂される品川区長期基本計画との整合を図りつつ、新たな要素についても計画に柔軟に取り入れていきます。
- 今後も、区民にもっとも身近な存在として、実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を目指します。

寄稿

品川区子ども・若者計画の策定に当たって

品川区の「子ども・若者計画」は、青少年問題協議会の内部に委員会を立ち上げ取りまとめたものであり、スタートラインに立ったばかりである。

これまで、10年以上にわたって継続してきた「次世代育成支援対策推進行動計画」は、平成27年度から始まった未就学児の子育て支援を中心とする「子ども・子育て計画」と合体したが、品川区は学齢期以降青少年までの対策も重視し、別立ての計画策定に踏み切ったのである。



国は「子ども・若者育成支援推進法」を平成22年に施行し、「子供・若者育成支援推進大綱」を定め、東京都も平成27年度に「東京都子供・若者計画」を策定している。子ども・若者をめぐる環境の悪化に危機感を抱き、健やかな育成を目指すための目的や理念をうたい支援策を体系化している。

品川区の計画は、これらを踏まえてはいるが、いくつかの特色を出している。そのひとつは、「社会的自立」の概念である。他者との関わりあいの中で、他者と共に育っていくことが現実の姿であり「社会的自立と共生」を念頭に置いた。また、不登校や退職が進学や再就職に不利になる日本の社会に対して「再挑戦が可能な社会」と言う本来の在り方も目指している。「特別な支援が必要な子ども」は、ユネスコのサラマンカ宣言にあるように、障害のある子のみならず不登校や非行、外国籍の子なども含めている。

品川区は、児童人口の増加が多く、学童保育の充実や「八三運動」「まもるっち」など地域主体の活動が活発であり、青少年対策も体験型重視である。電子コミュニティ主流の時代に、生身の人間が織り成すコミュニティが息づいており、世代を超えた支えあいが生きている。理想論に終わらせず、実際の姿をベースに計画を取りまとめた。

今回、計画の理念、基本方針の下に各種の施策を再整理し、分かりやすいコラムも挿入した。ただし、短期間でまとめたため、国の作成したイメージ図のような入り口としての「子ども・若者総合相談センター」や関係機関の「子ども・若者支援地域協議会」は未だ存在しないし、当事者である子ども、若者の計画への参画も今後の課題である。このような積み残しは自覚しているものの、委員会メンバーや事務局の努力により船出することができたことを今は喜びとしたい。

平成30年3月

専門委員会委員長

河津英彦